

平成 27 年第 3 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 3 日目)

平成 27 年 9 月 10 日(木曜日)

午前 9 時 30 分開議

第 19 一般質問

第 6 議案第 44 号 平成 27 年度訓子府町一般会計補正予算(第 5 号)について

第 7 議案第 45 号 平成 27 年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について

第 8 議案第 46 号 訓子府町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 47 号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第 10 議案第 48 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

第 11 議案第 49 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

第 12 議案第 50 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

第 19-1 請願第 2 号 「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての請願書
追加日程

意見書案第 4 号 介護報酬の再改定を求める要望意見書

意見書案第 5 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
要望意見書

第 20 報告第 10 号 平成 26 年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について

第 21 報告第 11 号 財政的援助団体の監査結果報告について

第 22 報告第 12 号 出納検査結果報告について

○出席議員（１０名）

１番 上 原 豊 茂 君
 ３番 河 端 芳 恵 君
 ５番 工 藤 弘 喜 君
 ７番 川 村 進 君
 ９番 堤 三樹磨 君

２番 須 河 徹 君
 ４番 山 田 日出夫 君
 ６番 余 湖 龍 三 君
 ８番 西 森 信 夫 君
 １０番 西 山 由美子 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鉏 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	山 内 啓 伸 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	森 谷 勇 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
農 業 委 員 会 長	清 井 敏 行 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
選 挙 管 理 委 員 長	仁 木 範 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	夏 井 宏 樹 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第19、一般質問を継続いたします。

議長の私が議員としての一般質問を行いますので、職務を副議長と交代いたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時32分

○副議長（西山由美子君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

地方自治法第106条第1項および訓子府町議会会議規則第53条の規定により、議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

1番、上原豊茂君の発言を許します。

上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） まず、最初に私の一般質問にあたって、いろんな方々のご意見をいただきました。また、ご心配をおかけしましたことに、心からお礼を申し上げます。

議会運営委員会をはじめ、議員の皆さまにも私の議長から一般質問をさせていただくことに対してのご理解をいただきましたこと、感謝を申し上げるところであります。

それでは、私の通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

1点目は、町民の選挙権行使に係る環境整備についてであります。

公職選挙法において、国民の自由な意思による選挙について明記されております。次期選挙からは選挙年齢の引き下げにより18歳からの権利とされていますが、少年法・民法の適用について議論をされているなど、さまざまな課題が残されていると思います。

このような中で、選挙年齢の引き下げによる課題を町として整理分析し、それらの対応について提言する必要があると考えます。

一方では、高齢化の中で、投票所の集約化もあり、選挙権の行使が難しいとの声も私に多く寄せられたところでもあります。

訓子府町として、町長はすべての町民にやさしい町を目指すとされております。

誰もが国民の権利である選挙権の行使により、個々の意思を表すことのできるように町として、その施策を打ち出すべきと考え、町長の所信を伺いたいと思います。

1点目は、選挙年齢の引き下げに伴う課題と町としての対応についてであります。

2点目は、投票所への移動に課題を持つ有権者への施策についてであります。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民の選挙権行使にかかる環境整備について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。本来であれば、選挙に関することでありますので、選挙管理委員会委員長から回答すべきと考えますが、町長の考え方を伺いたいということですので、私の方からお答えをさせていただきます。

1点目に「選挙年齢引き下げに伴う課題と町としての対応について」のお尋ねがありました。

本年6月19日に改正公職選挙法が公布され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げとなり、選挙運動をすることができない者の年齢についても同様に改められました。

なお、施行は公布の日から1年を経過した日となっており、来年夏の参議院議員選挙から適用となる見込みであります。

今回の改革は、昭和20年に選挙権年齢が25歳から20歳に引き下げられ、女性参政権が認められて以来、実に70年ぶりの大改革であり、ようやく国際的な水準に近づくこととなります。

一方、今回の改正で、議員のご質問の中でも触れられておりましたが、少年法の適用対象年齢、民法の成年年齢はこれまでどおり20歳のままであり、今後、国においてどのような法制上の措置が取られるのか、さらに諸外国の多くでは被選挙権年齢も引き下げられており、18歳まで被選挙権を与えている国は50か国を超えている状況にあり、被選挙権年齢の引き下げも今後の課題ではないかと考えます。

また、全国的には、18歳と19歳の新たな有権者が240万人増えると言われておりますが、過去の国政選挙をみると、世代別では、20歳代の投票率が最も低く、18歳、19歳が加わることによってさらに投票率が下がることが懸念されております。

このことから、若い世代の選挙や政治に対する関心を高めることが大きな課題であります。

行政としては、何といたっても主権者教育の充実に努める必要があります。

現在、北海道選挙管理委員会においては、選挙啓発高校出前講座を実施するなど、政治参加を促す取り組みを行っております。

町としてもこうした取り組みに協力するとともに、教育委員会とも連携しながら政治教育のあり方を検討していく必要があるのではないかと考えております。

また、ここ数年、地元選挙を除いて町全体の投票率が60%台と低迷していることも踏まえ、選挙に対する意識をさらに高めるためにも、小さい頃からの啓発活動、臨時の期日前投票所の設置などの必要性を感じているところでございます。

一方で、政治教育は、行政だけで進められるものではありません。若者にとって身近な家庭や地域における機運の醸成、そして何よりも選挙権を得た本人自身が参政意欲を高めていくことが大切ではないかと考えております。

2点目に「投票所への移動に課題を持つ有権者への施策について」のお尋ねがありました。

全国的に高齢化が進み、自ら移動することが困難な方たちにとって選挙権の行使は、高齢社会の課題の一つとなっていることは、私自身も認識しているところであります。

こうした課題への対応として、投票所を増やす、投票所巡回バスを運行させるなど、さ

まざまなご意見も伺っております。

投票区を設けることにつきましては、選挙管理委員会の権限に属するものでありますが、投票区数は過去最多で16投票区あった時代もございますが、その後、改編を繰り返し、現在の4投票区に至っております。

投票区の改編の背景には、お金のかからない選挙の実現のほか、投票所や投票立会人の確保にかかる地元負担の軽減、開票事務の迅速化、投票区別有権者数の均衡、近隣自治体の投票所までの距離の比較検討、車社会の進展、事務従事にあたる職員数の減少や行革への対応などがあったとお聞きしております。

投票所を増やすことは、逆にこうした課題に対応しなければならず、仮に増やしたとしても、移動距離が緩和されるかもしれませんが、根本的な解決には至らないとも言えます。

また、投票所巡回バスについても乗降場所まで移動しなければならない、バスへの乗降が困難などの課題も出てまいります。

現状においては、期日前投票制度の普及や町の高齢者ハイヤー利用サービスの活用、そして何よりも家族や地域の助け合いなどにより選挙権を行使いただくことが最善策ではないかと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えをいたしましたので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） ただいま、回答いただきました。非常に行政と選挙の関係、選挙管理委員会との関わりがあり、難しい点もあったと思いますけれども、しかし、それぞれが権利として持っているものを行使できる体制を整えるというのが行政として当然のことだというふうに私は認識しておりますので、そういう観点から今回の質問をさせていただいているわけであります。18歳からというかたちになりますと、回答の中にもありましたけれども、世界的には50か国がその年齢を対象としているという回答がございました。選挙啓発高校出前講座を実施するという北海道選挙管理委員会の方向性も示されておりますが、ここで一つお尋ねしたいのは、道選管等々が行うというのはわかりますけれども、自治体として、回答の中にもありましたけれども、その地域の住民本人の参政意欲を高めることが第一だという提言がございました。そのためにも自治体として取り組む必要があるというふうに私は思っているところであります。非常に教育現場ということで、参政権のあるもの、ないものが混在しているわけでありますから、そういう意味では、対応が非常に難しい場面もあろうかと思っておりますけれども、町として、この年齢引き下げによる選挙に係るいろいろな取り組みを考えているかどうか、もし考えているとすれば、どのような対応をしようとしているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 18歳の選挙権の付与については、賛否両論いろんなかたちがもう過去何年もございましたけれども、やっと18歳の選挙権が日本という国において認められることになったということは、ある意味では画期的なことではないかなというふうに私自身は思っております。

しかし、あまりにも課題が多いというのも現実でありますし、公民教育については、や

はり公平・平等で、あらゆる機会、あらゆる場所を通じて、こういった機会を設けていくというのが、やはり国としての責任というのは、やはり十分あるんじゃないのかと私は思います。

ご存じかもしれませんが、例えば自由民主党の中で成年年齢に関する特命委員会で今津先生が委員長のようにございますけれども、その中でも自由民主党が今、成人年齢の引き下げ、すなわち20歳を18歳に引き下げるという中でも、酒の問題とか相続、あるいは控除の制度そのものは20歳に設けるべきだと。しかし、18歳に下げるという点でいくと民法の問題、個別法の改正、飲酒、喫煙の問題とか、免許の問題とか、少年法の改正等々で、かなりそういう意見を、案を出しているようですけれども、大きくは特に酒、たばこの問題に関しての反対意見も相当多いようでございますし、ですから選挙権とそれからこうした民法上の改正となると、十肥一からげに改正していくという状況というのは、やはり考え直すべきではないかという意見も出ているようでございます。

もう一方では、今、公民教育というのをやっておりますけれども、改めて公共教育という、一つそれを設けるべきではないかと。すなわち、公共の問題で人権や、あるいはさまざまな公共に関することに対する教育が今、必要なではないかということが文部科学省の考え方のようにありますけれども、2022年度あたりからうんぬんということが今、議論されていると。

こういう状況から考えていきますと、私どもの町がとりたてて今、国に先駆けてこうした選挙権の問題や人権教育、そういったことを改めてそこをやるのが今の時点ではちょっと慎重を期さざるを得ないというふうに私は思っているところでありますので、その辺はさらにもう少し状況を見ながら検討をしていかなければならないと思うところであります。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） 非常に国の方針との関わりで難しい部分がたくさんあるかと思います。先ほど町長の答弁の中に若年層の投票率が非常に低いという報告であります。そうなれば当然、先ほども申し上げましたけれども、参政意欲がどうあるべきなのかということとところが問われてくると思うんですけれども、ぜひ、自分が一票を投じることがどういう意味を持つのかということ、おそらく今まで、今の18歳の皆さんはそういう意識がないわけでありまして、家庭の中でもそのような会話が少なかったというふうに思いますので、ある意味では、いろんな、先ほども申し上げましたように壁があると思いますけれども、ぜひ町として、そういう意味でのピーアールをしていく、子どもたちに向けた一定の情報提供をしながら何らかの取り組みをするということは必要ではないかというふうに思うわけでありまして。

もう1点は、当然、年齢を引き下げるということは、18歳の人たちにとって、車の運転ができるわけでもないとか、いろんな問題があるわけですから、その辺の関わりの中で、次の問題とからできますけれども、投票に関わる体制強化というのが必要になってくるのではないかというふうに考えているところであります。その件については、次のところでつめていきたいと思っておりますけれども、確かに先ほど町長からご答弁いただいたように、教育の方法については、一定の国の基準というのが気になるというところだと思いますけれども、慎重に対応しなければならないというのはわかりますけれども、現実の

問題として、投票権を得て、それを行使するという段階にもう目の前に来ているわけですから、それらに向けて行政が何もしないということが本当にいいのかという点で町長の本意をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一つは、高等学校等において、道の選挙管理委員会で出前講座等を積極的に設けていきたいということがありますから、これは地元訓子府高等学校含めて、こういったことの意向や、あるいは町としても訓子府高等学校で出前講座等を受け入れる意思などを打診してみたいというふうに考えているのが1点です。

とりわけ今、私どもが可能性があるとして考えられるのは社会教育であります。社会教育法でいっている政治学習というのは、これは思想信条に関わらず自由、平等に学習する機会を提供する、政治項目についての法的な規定が確に残っているはずでありますので、改めて住民の学習する機会、あるいは広報・提供等も含めて、私はあくまでも自主的な学習活動を前提としながらも社会教育の役割というのは、私は出てくるのではないかなと思っていますので、ここのところは教育委員会とまたさらに煮つめていかなければいけないというふうに思っております。

もう一方で民主主義の基本は、やはり家庭教育から始まるものでありますから、家庭の中でこういった権利学習とか、選挙権の問題等も含めて、やはり世論を喚起していくということも一方で必要ではないか。同時にまた、民主主義の学校は地方自治そのものであるということもいわれておりますので、私どもとしてできることは一体何なのかということも改めて検討しながら、来年の参議院選挙に向けてもう一度整理をし、そして具体的な提案ができればというふうに思うところでございますので、お時間を少しいただきながら検討してまいりたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） ただいま、社会教育の中での取り組み等もご提案いただきました。ぜひそういう意味では、18歳から19歳というところに限らずですね、町民全体が選挙に向けての基本的なものをどう捉えるべきなのか。また、家庭の中、先ほど回答の中にありましたけれども、家庭の学習からという意味では、今、実際に選挙権を行使している世代がしっかりとした基本的な考え方を持つということも大事だと思いますので、これらについては、社会教育の関わりの中でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

では、次の点ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、投票所へのですね、移動に課題を持つ有権者の施策の関係であります。

投票所の設置基準というのは、どういうかたちで決められているのか、その辺について、まず、お示しをいただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 投票所につきましては、訓子府町全体が投票区ということなんです。これにつきましては公職選挙法の中で自治体の、訓子府町であれば訓子府町を数投票区に分けることができるという規定がありまして、それで本町の場合であります。現在、4投票区に分けております。

冒頭の回答の中でも申し上げましたけれども、過去には16投票区まであったという時代もございますけれども、その後改編を繰り返しまして、現在は4投票区に至っているという

こととございます。

それから、この投票区につきましては、選挙管理委員会の権限で設定できるという規定となっております。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） 選管の考え方で投票所の設置ができるということとあります。ぜひ、そういう意味では、先ほどの回答の中にありました課題もたくさんあると思いますけれども、それらの配慮も考えていく必要があるのではないかというふうに思うわけであり、当然いろいろな施設、福祉施設等もあるわけですが、そこにおける有権者の対応はどのようになっているのかお示しをいただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 例えば、本町でいいますと特別養護老人ホームがありますけれども、不在者投票というかたちですね、施設が指定を受けておりますので、施設長が投票管理者ということになりまして、不在者投票の方を実施しております。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） 今、静寿園は施設長が投票管理者として、その対応をしているということとあります。そこでですね、先ほど問題提起しました投票を行使できない状況の中で、足がない、移動に危惧する問題があるというところと今、そういう施設等については、不在者投票というかたちで施設に出向いているということからしますと非常に先ほど町長がいいました公平性・平等性についてはいかがなものかと疑問を持つところとあります。そういう点からしますと、ぜひ、いろんな課題はあろうかと思いますが、今なかなか投票に行けない、「私歩いて行くにはちょっとあまりにも遠すぎる」というような方々に対する対応が必要だろうと。先ほど町長はタクシーの利用等々もおっしゃいました。しかし、この今うちの町でタクシー券を発行している、その目的は選挙の投票のためのタクシー券じゃないということをやはりしっかり踏まえておくべきだというふうに私は思うわけとあります。そういう点からすると、何らかのかたちでこの公平性・平等性の観点から行政が対策を取る必要があるというふうに考えるわけですが、その辺について考えをお示しいただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私の答弁でも申し上げましたとおり、かつて十何か所あった投票区を今四つにしたという状況の中で、それでは、その少なくなったことによる投票者数が例えば体にご不自由をお持ちの方とか高齢の方が極めて悪くなったのかという実態の調査というのは、私はしたことがありませんので、投票所が少ない多いが平等性や公平性に欠けているのかということは、私はちょっと一概に今の段階で言えることではないと。確かに平成15年の年に4投票区にしたということとございますから、これらの事実等も含めて、その時代、その時代に行政改革や人的な配置、いろいろな状況の中で投票区を時の選挙管理委員会の方で15区、4区というふうにしてきたのではないのかなと思いますので、そこはちょっと冷静に調査をしたり、あるいは適正な配置がどこまで可能なのかということをやはりやっていかなきゃならないだろうと思います。置戸町も4投票区に変えております。美幌は面積的なこともありますから16投票区を維持しているようですし、訓子府は4投票区ということとございます。

いずれにしても全体として投票率というのは非常に下降状況が続いている。3年前の参議院選挙でも56.45%の投票率ということですから、改めて18歳からの公民教育といたしましょうか、選挙に関する学習も必要でしょうけど、20歳以上の今、選挙権を持っている人たちの政治に対する期待とか、あるいは学習活動も含めて、やはり全体的にその権利をきちんと行使するということが地域ぐるみで、むしろやはり考えていくことが全体として投票率の向上につながっていくのではないかなというふうに思いますので、ここは、これは選挙管理委員会の権限でもございますけれども、本当に投票区が少なくなったことによって、現在の状況になっているのかという状況確認というのは、やはり冷静に確認しなきゃいけないというのが、選挙制度の難しいところだと思いますので、この点はちょっとご理解いただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） 確かに今、町長がおっしゃったように投票所の増減によって、どう動いたというのは、しっかりと見極めていく必要があるというふうには思いますけれども、しかし、私が実際に対面して会話している中で、選挙に行きたいけれども、これだけ遠く離れると行きようがないという発言をされている方が何人もいらっしゃるわけですね。そこが公平性・平等性の問題があるというふうに私は感じているんですけど、ちょっとその辺で町長との距離感が違うというふうに思います。

しかし、他の自治体の中で選挙に関わって、その足の確保の体制を整えているというのも報道の中でもありますし、当然、何らかのかたちで、もちろん強制ではありませんし、本人の意思に添うという中で、そういう体制をとるべきだというふうに考えますけれども、それらについて検討し体制を整えるという考えは持っているのか持っていないのかお示しをいただきたい。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） お話したとおり経過があつて、こういうことになっているということでございますから、その経過については無視することはできませんので、行政の長である私と立法の長である議長と選挙管理委員会も含めて、妥当性について話し合いを持ちたいと思います。ご理解ください。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） 当然、今、町長がおっしゃったように何らかのかたちできちんと町としての方向性を協議していくということは必要だと思いますし、その中でこの公平性・平等性をきちんと担保していくという取り組みを期待しているところであります。ぜひそういう意味では、いろんな事例を鑑^{かん}みながら、うちの町としての方向性を示していただきたいと思いますというふうに考えるところであります。

ちょうど半分の時間が過ぎましたので、まだまだいろんなことについての議論をしたいところではありますけれども、次の問題に入っていきたいと考えます。

次は、農業経営の継承対策についてであります。

T P P、農協の組織改革など、国の農業政策は農業者と乖^{かい}離した中で進められています。農業経営の継続には、課題山積^{さんせき}ではありますが、農業を基幹産業とする訓子府町においては、生産性の高い農業経営環境を維持することは、まちづくりの基盤であると考えます。さまざまな要因から後継者不在の経営が増えております。現在は個々の規模拡大などによ

って農地の吸収がされておりますが、条件によっては農地の荒廃が懸念されるところであります。高齢化した経営者からは経営の継承のできる体制づくりに期待する声も多く上がっております。今定例会に新規就農者の国からの支援策による予算計上もありますが、町として新規就農に係る施策を打ち出すことで農業の後継者の対策はもとより、まちの活性化への一助となると考え、町長の所信を伺います。

新規就農受入体制の施策についてお伺いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、農業経営の継承対策に関わって「新規就農受入体制の施策について」のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

本町の農業は経営主の高齢化や後継者不在等による離農に伴い、既存の農業者が農地を引き受け規模拡大してきた傾向にあります。最近の認定農業者の経営改善計画申請内容から見ますと依然として規模拡大意向をお持ちの方が一定数存在し、今後の見通しとして、この傾向はしばらく続くものと予想しております。

一方で、議員のご指摘のとおりこの傾向が続けば、引き受け能力も限界に達し、近い将来条件の悪い農地の荒廃が懸念されることも認識しているところでございます。また、近年における酪農家の減少も深刻な問題となっております。

本町農業の担い手は今後も引き続き家族経営体であり、それが最も重要であるという考えに変わりはありません。そのため、農家後継に円滑な継承が行われることが第一であると感じているところでございます。

しかしながら、家族経営体に後継者が必ずしもいるわけではなく、農家後継だけでは将来的に立ち行かないことも事実であります。

そういった担い手不足を補完するための一つの手段として、新規参入者の受け入れや第三者継承といったものを進めていかなければならないと考え、本定例会に新規参入者の国からの支援策による予算計上をさせていただいております。

新規参入者の受け入れに関しては、就農までの研修や就農時の農地および農業機械、住居等をどうするかが大きな課題であり、それらに加え地域から新規参入者自身が地域の担い手として理解されないとそのサポートも受けられないと感じております。

このことから、国や道の既存施策だけでは不十分と考えており、現在、本町としての新規参入者支援制度を立ち上げるべく、関係機関の意見を交えながら検討している段階にあり、今後において議会にもご相談をさせていただきたいと考え、その準備を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） 今、ご回答いただきました。取り組んでいる最中だということですから、期待ができるというふうに考えておりますけれども、実態について、やはりきちんと認識していくということが大事ではないかと思うわけであります。どこの自治体もそうでありますけれども、人口減の対策等について四苦八苦しているというのが全国的な問題だというふうに思います。ただいま傍聴にいらしておりますけれども、ぜひやはりこういう若い人たちが農業に参入していくという意欲を受け入れるだけの体制づくりが必要だろうというふうに私は思っているところであります。そのことによって当然、次の世代へのつながりができる。人口の減に対する歯止めにもなっていくというふうに思うわ

けであります。前段のといいますか、前日の一般質問等の中にもありましたけれども、教育、子育ての関係につきましては、うちの町は、さまざまなかたちで町長の思い入れの中で、幼児教育の体制づくり、その準備を粛々と進めているというところであります。ぜひ、これをやはりさらに活用していくといいますか、充実させていくという中で、こういうこととリンクさせていく必要があるのではないかというふうに私は考えているところであります。実態としては、経営の継承を期待する声の中に、その人たちの農業経営の実態は非常に高いレベルにある方が多いわけであります。当然何十年にもわたって、30年、40年という長い経営者としての経験の中から、その土地に対するといいますか、思い入れというのも非常に強いものがあり、生半可な気持ちで耕作する人にこの土地を渡したくないというような声さえも聞かされております。非常にそういう点では厳しいものを持っているなど。ただ土地をさばけばいいというだけの視点ではないんだということをしっかりと受け止めるべきではないかというふうに思うわけであります。そういう中で当然それらの経営者の人たちはしっかりとした経営基盤と技術を持っているわけであります。押しも押されもしない経済的な力もあるわけでありますから、それをそっくりそのまま受け、さらにその技術を受け継ぐという体制が一番効率的な経営継承、農業経営の基盤拡大、基盤整備というところにつながっていくのではないかというふうに思うわけであります。そういう意味では、農地を切り売りして整理できる、できないということではなくして、自治体としては、もう一步踏み込んで経営そのものが次の代にしっかりと全体として継承されていく。当然農地も含めて、機械等々も含めれば半端な金ではないわけですね。それをそっくり継承していく。その中には、いろんな取り組み、いろんな対応があると思いますけれども、ぜひそういう視点での行政としての考え方を持っていただきたいというふうに思うわけですが、その辺について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） もう2年ほど前になるでしょうか、農林水産省の生産局の幹部職員の新規就農についての説明会に私、参加したことがございまして、非常に新規参入、新規の農家を受け入れる方法についても一通りではなくて、もう五通りぐらいの方策があって、いろんな角度から入ってきて新規就農を受け入れるところがあるんだということを知りました。早速、私どもの課長の方にも伝えながらオホーツク総合振興局の農務課長にも、その意向も伝えて全酪農家に対して、そういった新規就農に対する正しい知識を農家の人たち自身にわかってもらおうということで、酪農家の方々は、ほとんどの方に集まっていたいて説明会を実施した経緯がございます。そのことは酪農振興会の役員が夜間町長室に毎年、私のところに足を運んでくれていますので、その中で訓子府といえどもここ数年、毎年、1件、2件と櫛の歯が抜けるごとく酪農家が減少している状況の中で、新規参入と新規就農者をやはりきちんと受け入れていくということが大事なんではないのかという、そろそろもうそういう時期に来ているということのお話も受けて、私自身もそのとおりだということで、そんな機会を少しずつ増やしてきたということもあります。当然、農業協同組合もこういった問題に対して行政と一緒にやってやはり取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っています。より現実的な対応をどうしていくのか。それから、きめ細かな支援はどうあらなければならないのかという、農業は一朝一夕で技術がマスターできるものでもありませんし、一定の資本と技術と、それからもちろん固定資産的な住宅や土

地も必要になってくるというものがありますので、議員がいろんなかたちでご心配していただいていることもよくわかりますので、それらを私自身も十分考えているところでございますので、現実の問題で可能な限りご支援や安定的な農業経営ができるような支援をしていただきたいと思います。

ちょっと言わせていただくと、もうそんなレベルではないという、現実のものがたくさん、あそこに来られている方もそうですけども、職員を含めて、相当緻密^{ちみつ}な打ち合わせをし、積み重ねをし、また、他のケースも含めて、もう経営の問題、生活の問題でありますから、やはり入ったからには失敗しないようなことも含めて、誠心誠意、私どもも農協も含めて今、取り組んでいるところでございますので、一層ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） 今、町長が言われましたように担当の部署でいろいろな取り組みを模索しているというのは聞かされておりますけれども、しかし、こういう取り組みが動いているということも表に出す必要があるのではないかと。当然その体制がどうかたちで整うかわかりませんが、それらを見て「じゃあ、あの町に新規参入したい」「新規就農したい」と思ってもらえる、この高いレベル、高生産、その農業を継承したいと思ってもらえるような情報提供も外に発信すべきでないかというふうに思うわけであります。ただ見えないところで何をやっている、かにをやっていると言ったって、それは前へ進まないだろうと私はそう思っております。

それともう一つは、うちの町の農業経営者で第一線を退いた本当に高いレベルの技術を持った方々がたくさんいらっしゃいます。私は今このさまざまな問題、もちろん牛についてもそうでありまして、畑についてもそうでありまして、それらの技術を捨て置く必要はないだろうと。まさに今、町長が懸念されました経営を、家計をどうする経済的な問題、当然出てくるわけです。これらの人たちは先が全部見えるわけですね、読めるわけですね、少なくとも最終的にいろんな経営形態を選択するとしても走り出すベースについては、それらの方々の力は絶対にやはり必要だろうと。利用していくべきだというふうに思うわけであります。そういう意味では、逆に今、第一線を退き、悠悠自適の自分の時間を謳歌^{おうか}している人たち、その人たちにもう一つ生きがいとして、そういう場を与えるということも行政としては考えていくべきでないかというふうに思うわけであります。それと前段で酪農家の関係をおっしゃいましたが、私は農業経営、農業というのは、かつて稲作の転作の関係があったときから一貫しているわけでありまして、どの作目がどの経営形態がなくなっていいというものではない。自然をベースにして循環しているわけでありまして、すべての業種、経営形態がしっかりと根を張っていける、そういう体制づくりをしなきゃだめだろうと。そうでない限りは、いずれ砂漠化した、そんな農地になる、日本になるというふうに懸念するところであります。そういう意味で、やはりどの経営形態というのではなくて、全体として何ができるのか、どうあるべきなのかということとを議論していく、課題を洗い出していくということが大切だというふうに思うわけでありまして、それらも含めて、先ほど申し上げました高い技術を持ったOBの方の活用というところが非常に失礼ですけども、それらの力を借りることも含めて考えていく必要があると私は思いますが、それらに対しての町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

す。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、うちの町は基本的には親から子へ、子から孫へという家庭内農耕主義を一つベースにしながら農業経営というのを継承しているというのが基本でありました。しかし、これが今、立ち行かないという状況の中で改めてこの新規就農の問題を行政としても積極的に取り上げようとしたのが、この年度が初めてであります。しかも今日はまず、国の予算関連でその提案をさせていただきますけども、町のことも含めて政策的な提案をないままに、どんどん花火を上げるなんてことは私はできませんので、とりあえずは、まずは今年度からある意味ではスタート地点になるのではないのか、その点では今、議員がおっしゃったような、さまざまな手厚い支援策といったものを議会も通じて議論をし、そして、政策的な決定をしていく必要があると。そのときに農業者自体ももちろんそうですけども農協が門外漢ではあってはならないと思いますので、経済団体と我々行政、もちろん農家の方々も含めて、それから土地の継承の関係でいきますと農業委員会を抜きにしては、この問題はやはり語れないという問題がありますので、関係行政機関含めた、あるいは経済団体も含めた、やはりありようをこれから厚いものにしていく時期ではないのかと思いますので、議員が心配しているように、ただ、細々やっていたのではというレベルの問題ではなくて、むしろ慎重に一つ一つ具体的に今、ケースの問題についてはやっているところですし、制度として打ち出すのはこれからの問題だというふうに考えていますので、ご理解賜りたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） 町長は自治体のトップとして、それぞれの思いがあり、先に向けての政策的な展開も考えていらっしゃるんだというふうには思いますけれども、先ほど申し上げましたように、思いとして持っていても前に出さなければなかなか難しいだろうと。次に進んでいかないというふうに心配するところであります。

先ほどJAの問題等もありました。第三者が継承する中で実際にうちの町でもあるわけですけれども、その事例の中ではJAとして地域がどうサポートするかということが条件だなんということが示された。地域がしっかりサポートしながら、現実には経営を継承し、しっかりとした取り組みをしているという方もいらっしゃいます。それらも含めたら、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、当然、地域のサポートというのが抜きにして考える問題ではないというのも事実であります。それとうちの町は考えてみますと、非常に恵まれた環境といいますか、ホクレンの実証センターがあり農業試験場があるという中では絶えずいろんなかたちでサポートできるのではないかと。地域のサポート、専門的な技術のサポートがしっかりとできる体制は整っているというふうに私自身は感じているところであります。さらには、先ほど申し上げましたように経営をいったん卒業した方、この技術の高さというのも、これは誰もが認めるところではないかというふうに思うわけです。そういうものを総合して考えますと、うちの町が、町長がいつもおっしゃっていますように、農業を基幹産業とする町だと大手を振って言える、そういう次の体制が整えられるだろう。そういうふうに考えます。当然、農業委員会等々も含めたいろんな議論が必要でしょうけれども、私は次の経営継承する体制の中では近隣で連携しながら就農技術の習得ができる体制づくりというのもしっかりと体制づくりをしていく。組織づくり

をしていくということが問われてくるのではないかというふうに考えております。当然、この体制づくりの中ではＪＡ等々がある意味ではリーダーシップを図っていくということが求められるかもしれませんが、ぜひ行政も、先ほど町長がいろんなことを今、一歩踏み出そうとしているんだ。踏み出したんだということでもあります。場合によっては、当然、経済的な支援等も含めた体制が求められることもあろうかと思います。ぜひ、それらも含めた中で議会の方にも求められましたけども、しっかりと議論をしながら次の展開ができるような、そのことが町の発展に、賑わいにつながるような、そんなことを願っているところであります。

まだ少々時間がありますけれども、同じことをいつまでも繰り返していてももちがきませんので、ここで町長に今、申し上げましたようなことも含めた基本的な強い思いを示していただければというふうに思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私どもの町は農業を基幹産業とする町でございますので、ありとあらゆる状況の中で力強い農業経営が継続されるような施策を打って、歴代町長が打ってきていると同時に私自身も基盤整備をはじめ、いろんなかたちで支援をし、経済団体であるＪＡきたみらいと一緒にやっていこうという思いは変わりありません。農業の発展を抜きにして、この町の発展はないというのがそのとおりだというふうに思っています。私どもの町の蓄積した農業者が高齢化になって、農業を離れていても実際、ご子息が農業をやっている、その技術的な力量を発揮できるような仕組みがまた必要であるし、状況によっては、制度の確立の中で広く内外に訴えていく広報活動をしていくということもこれから当然力強い農業を進めていく上で必要ではないかなというふうに思います。

さらに、私どもの町は農業試験場もちろんございますから、農業試験場の技術や人脈等も活用しながら総合的な力強い農業というものを進めていかなきゃならないと思っています。

さらに、技術継承でいきますと本当に匠的な農業経営者の力を発揮していくということが客観的にその力が本当に今の農業経営、あるいはその土地に対して本当に適切なアドバイスができるかどうかということも含めていくと、やはり普及センターの力というのは私は今、必要ではないかなと思いますので、これらも含めて、やはり総合的な力を発揮し合えるような状況をこれからの農業行政を進めていく中で、やはり特に必要なんではないかなというふうに感じているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

もう一点、上原議員が議員という資格のもとで質問をされている。しかし、議長という立場は紛れもない事実でありますから、おそらく戦後、議長が一般質問に立つというのは、こういうかたちの一般質問というのは、私の聞くところでは、堀川さんがやったとか、やらないということはありませんけれども、初めてではないかなというふうに私は思いますので、願わくば議員としての質問もさることながら、私は今回の議会を通じて、それぞれの議員さんがかなり具体的な提案をし、また、我々に対するいろんな意味でのチェック等も含めてしていただきました。改めて、これからは自治立法権の行使を議会としても、やはりやる時期にもうきたなというふうに思っておりますので、条例提案も含めて、議員の中のコンセンサス（合意）をいただきながら、逆に町政に提案をするという時代に入ってきたと思っておりますので、ぜひ、議員の皆さま各位の一層のご努力と、私どもに対する具体的

な条例提案も含めた議員としての権利の行使をお願いして、一緒になって歩んでやっていきたいと感じるところでございますので、この機会ですから答弁をさせていただきます。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） 今、町長から逆提案がありましたけれども、当然これからの議会として、活性化特別委員会の中でいろんな議論をしながら、一つの方向性、新しい歩みの一歩を築いていくというふうに私も思っておりますし、そうあるべきだというふうに思います。そういういろんな提案に対して町長は目を背けずに自分の足元もしっかり固めながら受けて立っていただきたいなというふうに考えているところであります。

2点の今回は質問をさせていただきました。ぜひ、1点目では、議会、選管、そして町という三者の中でしっかりと議論をしながら現実に立ち向かいたいということでありますから、それらについても、ぜひ対応していただきたいと思いますと思うのと、私どももそれに対応したいというふうに考えておりますので、少なくとも次の参議院選挙から、その体制が一步でも前に進めるような、そんな時間をとりながら体制を組んでいってほしいのと、そういうことができれば、先ほど町長がおっしゃった議会の存在感もしっかりと示せるのではないかなというふうに思いますし、町としての皆にやさしいまちづくりというのがしっかり認められてくるのではないかなというふうに思いますので、そういう取り組みをしたいと思いきととも、先ほど議論しておりました農業政策については、本当にこれは町長はもう動いている、動いていると言いますが、実を言うと我々の年代というのは、もういつそこでやめるかわからないというのが現実です。肉体的に限界がきているというのが私の友達の中でも何人もいます。そういう中では時間をかけて議論をするなんてレベルの問題じゃないと逆に私の方から町長に申し上げたい。

そういうことも含めてしっかりとした歩みがうちの町としてできることを期待しながら、今回の私の一般質問を終わらせたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私もこの町に来て43年たちます。そして、その当時の青年団の頑張っていた人たちが上原議員たちの年代でありますから、今どんな状況であるかということは、痛いほど心に納めながら、この町がその後継の人たち、後継のいない人も含めて、どうして訓子府の農業を発展していかなきゃならないかということは、町長としての肝に銘じていることでございますので、ともに努力してまいりましょう。

○副議長（西山由美子君） 上原豊茂君。

○1番（上原豊茂君） 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（西山由美子君） これで、1番、上原豊茂君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

職務を議長と交代いたします。

午前10時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第４４号、議案第４５号、議案第４６号、議案第４７号、議案第４８号
議案第４９号、議案第５０号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第４４号、議案第４５号、議案第４６号、議案第４７号、議案第４８号、議案第４９号、議案第５０号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第４４号の質疑を行います。１人３回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

河端議員。

○３番（河端芳恵君） ３番、河端です。何点かお伺いいたします。

まず、６ページの農業振興費の中の青年就農給付金事業ですが、これは道費そのままということですが、この要件、どういう要件があって、給付を受けられるのか。それと新規就農ということですが、５年間ということで説明の中で伺いましたが、この５年というのは、この１人の方につき５年間なのか、この事業が５年継続して毎年新たな事業としてなるのか、その辺をお伺いいたします。

下の段の商工業振興費の中のプレミアム付商品券追加発行事業補助金ですが、これ３回目ということで、説明の中で１千セットですね、それを１世帯３セットまでということですが、これ今まで２回ありましたが、１回目の発行のときは、あまり人気がなく売れ残って追加販売があったようです。２回目のときは、売れ行きがよくて、欲しくても買えないという方がおりました。今回の売り出しはきっと人気があるんじゃないかなと思います。これを１世帯３セットにしたら、購入できる世帯が少ないんじゃないかな。この販売方法、これでいいのかちょっとお伺いいたします。

７ページのこども園建設事業の中の報償費の提案謝礼、これ愛称ということですが、これはどのような、例えば町民に公募するものなのか、どのような方法でするのか。

その下の段の作詞作曲謝礼、これはあらかじめ作詞を町民から募集して作曲をお願いするとか、それとも作詞作曲をお願いすることなのか。また、これも公募なのか、あらかじめ予定されている方がいるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） １点目のご質問で６ページ、農業振興費、説明の青年就農給付金事業に関わる、この事業の要件であります。

まず、要件として、最初に出てくるのは、認定農業者であること。この認定農業者を選定するにあたり、関係機関によります審査会において、その中で認定農業者として認定されます。その構成員としましては、私が座長となりまして、ＪＡきたみらいのマネージャーと地域担当の関係の職員の方、それと農業改良普及センター地域担当の方、それと農業委員会の事務局長ということで、審査会を開いて認定農業者ということで選定をされます。最終的には町長の認定事業ということで認定がされます。

もう１点、農業者にならなければなりませんので、農地を所有もしくは借地をしなければなりませんので、その中で農業委員会によります農地の使用権をまずは取得しなきゃならないということです。その中においても農業者でありませんので、今回の件につきましては、農業委員会の四役によります直接面談によって、今後の経営、それから志等含めて事情聴取しているということであります。そういうようなかたちで今回の申請にあた

っての要件ということで2点であります。

あと5年間の給付の関係でありますけれども、5年間については、1年間で1人当たり150万円、夫婦の場合は1.5倍ということになりますので、その金額が1年間出ますけれども、次の年、農業所得等で所得が多かった場合については、減額するということになりますので、所得がなければ、また2年目も150万円掛ける1.5が出ると。3年目もそういうような計算になるということになりますので、基礎については150万円の1.5倍、それから、満度に出るか出ないかは所得によって変わってくるということになりますので、例えば、1年目は所得がなかったんだけど、2年目に所得がかなり出たという場合については、給付金が出ない場合もあります。3年目にまた所得が出なかった場合については満度150万円が出るかもしれません。それは農業所得によるということですので5年をスパンとして考えるということになりますので、よろしくお願いします。

それから、要件の年齢要件がありますので、45歳未満ということになりますので、よろしくお願いします。

これ3点目、申し訳ありません。先ほどの1点目の要件のもう1点あるということで3点目は45歳未満でなければならないというものであります。

次、同じページの商工費、2目の商工業振興費、説明のプレミアム付商品券追加発行事業補助金の一戸当たりの販売のセット数であります。

まず、現状の説明をさせていただきますと、1回目については1万円分、5千円を1セットという考え方でいきますと2セットで1万円、1回目の追加販売については、4セット分ということで2万円で、最終的に1回目の3,600セット、追加販売も含めてやっておりますけれども、最終的に198セット売れ残っております。2回目については、議員のご質問の中でありましたとおり6セットを上限として販売をさせていただいております。3万円になります。これについては販売期間残しまして、すべて完売になっております。今回の販売方法についてでありますけれども、議案の説明で副町長の方から説明がありましたけれども、先ほど議員ご指摘のとおり2回目の販売については、1日目に約470世帯が購入に来ておりますので、基本的には1日で多分完売になるんじゃないかと。今回の場合は1セット1万円という計算ですので3万円分ですけども、確実に1日目になくなるということでもありますので、現在のところ何セットにするかについては商工会含めて販売前までに公平性を保てるようなかたちでの販売方法を今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） ただいま、こども園の関係でご質問いただきました。7ページになります。

報償費の関係でございます。提案謝礼についてでございますけれども、こちらについては、こども園の愛称をこれから公募で募集していきたいというふうに考えてございます。

2点目にごございます作詞作曲の謝礼なんですけれども、こちらにつきましては、町内のゆかりのある方、そこら辺につきまして、これからあたっていきたいと、そういうふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。6ページの青年就農給付金事業の中身なんですが、今、計画では、これ当初のあれでは、ニワトリを飼ってとかいろいろ言っていましたけども、計画の中にニワトリというのが冬、本町で卵を産むんだろかということとか、いろいろありますね、ニワトリを何羽飼って、どんなふうな販売方法をとる計画でいるか。

それから、説明の中では、野菜、露地栽培にするのか、それからハウス栽培にするのかの説明もなく、露地栽培の場合の野菜の販売価格がものすごい安いのと、ピーマンを生産したいというようなことを言っていたんですが、ピーマンというのは、世界で一番安い野菜ということになっていて、そんなピーマンみたいなものを生産して採算が合うとは思えない。そして、ニワトリも平飼いにするのか、ケージ飼いにするのかわからないけれども、今、白色レグホンの卵は、相場的に1個当たりでいうと6円から7円、そうすると当初の言われていた100羽から、そこら辺でニワトリを飼うということになれば、100羽丸つきり全部産んだとしても700円にしかならない。1個が7円程度であれば。そして、農地を3反5畝の借用という説明でしたから、3反5畝でどのような営農方法になるのか、それを考えるとこれはちょっとひょっとして計画倒れか、途中で頓挫してどうにもならないような状態になるんじゃないかということがありますので、ここら辺どんなふう

に計画されているか、ちょっと聞かせてください。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） まず、経営計画の中身をちょっと説明させていただきます。ニワトリの冬飼いとかがというのは、ちょっと私の方の説明を省略させていただきます。収支計画について説明させていただきます。それと今回の新規就農の給付金に関わる計画書の作成にあたっておりますけれども、本人とそれから、元JAの職員の方、このJAの職員の方については、訓子府ではありませんけども、中小企業診断士という資格を持っておられる方で、在住は湧別町でありますけども、北見市において、いろんなかたちでコンサルティングをやっている。また、無料でコンサルティングをやっている方が基本となって、本人と協議をして収支計画を作っているということで進めております。個々の話、先ほどピーマンとかがありましたけども、今回の申請にあたっての計画の2年目の収支を説明をさせていただきますと、養鶏が100羽、生産量が2万4,500個、売上が98万円、それと借り入れる土地については、ニンジンの部分ということでありますし、いろんな作目については、現在も自分の家の周りで作っておられるということでありますので、その分はカウントはしてありませんけども、基本的には、借りた土地については、ニンジンの計算でしております。その生産量が4,500kg、それから売り上げが112万5千円。合計で2年目でありますけども、収入としては210万5千円ということになります。今年については半年分でありますので、計画の最終年度としては、6年目の計算になっております。これが養鶏が300羽、生産量が7万3千個、売り上げが292万円、それから、ニンジン^せをこれは5反で計算をさせていただいています。生産量が1万kg、売上が250万円、それとかぼちゃ、これが2畝、生産量2,400kg、売り上げが48万円ということで、592万円というような計算でしております。これはあくまで議員言われるとおり計画ではありますけども、このようなかたちで進まれることが適切ということで判断されて、道の方もこの申請書に承認をいただいたというふうに思っています。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。すごくいい計算しているように思うけど、本当に卵2万4,500個、これ通年12か月間で、我々子どものときに学校のそばに鶏舎があって、ニワトリを飼ってということがあって、冬、11月20日過ぎから4月いっぱい卵は産まなかった一度も。1個も産んでない。そういう計算でいって2万4,500なんていう、これは夢みたいな数字、そして、ニワトリどんな飼い方をするかによっても違うんだけど、今、品種改良されて、冬に卵を産むニワトリがいるのかい。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、議員仲間に養鶏業の人がいまして、年中ちゃんと採卵して生活しておりますので、冬場は卵を産まないということあり得ません。

○7番（川村 進君） いや、産まないんじゃないか。

○議長（上原豊茂君） 実際に議員の仲間に養鶏業者がいますので、その辺は、産まないという断定はあり得ません。

○7番（川村 進君） 飼っているニワトリの何割が卵を産むのか。

○議長（上原豊茂君） そういうのは、それぞれによって違うと思いますけども、現実、採卵していると。それで生活しているわけですから、議員の仲間にいるわけですから、それはきちんと認識してください。

○7番（川村 進君） 鶏舎にね、どれだけの金をかけているかということで決まるんです。そして今、北海道の場合は、キツネの害がひどくて、ニワトリというのは鶏舎にものすごい金がかかる。この計画ではね計画倒れで、これ、頓挫すると思う。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、もう一度、実際には私も養鶏をしておりましたので、今、川村議員の認識は間違っておりますから。私も年中、養鶏で生計の一部を補っておりますので、今、冬は産卵しないという認識だけは切り替えてください。それは実際に私が経験したことです。先ほど言いましたように、うちの議員仲間にもそういう方がいらっしゃると思いますが、その認識は変えていただきたいというふうに思います。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 鶏舎の質問がありましたので、その内容を説明させていただきますと、議員言われるとおり当初から養鶏を飼う場合については、キツネの被害というのは想定しております。それは十分、侵入しないような対策ということでやっていくというふうに聞いております。現在ある建物を再利用してニワトリ小屋を造るということで聞いておりますし、規模が大きくなれば増築していくというようなかたちで進めていくというふうに聞いております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

川村議員。

○7番（川村 進君） 餌代をどういうふうに計算しているか。これ牛屋さんもニワトリ屋さんも餌代で皆つぶれるということを言っているんだけど、餌をどのような計画をしているか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 先ほどは、収入の方のお話をさせていただきました。支

出の方についてでありますけれども、養鶏にかかる部分についての支出ということで、1年目に既に飼っておりますので、養鶏に関わる飼料代として5万円、2年目については55万円、それから最終年の6年目については145万円というようなかたちで、約半分の飼料代ということで経費を計算しているところであります。

○議長（上原豊茂君）　ほか、質問ございませんか。

堤議員。

○9番（堤　三樹磨君）　9番、堤です。何回も繰り返しになるかもしれませんが、まず、6ページ、農業振興費、先ほど河端議員から質問ありました、それに重ねるかたちの質問になるかと思っておりますけれども、先ほどの説明でもありました補助金に対しましてですね、農業所得で減額になる年も出てきますという部分についての質問をさせていただきます。その中で現在、借地代というかたちで、農地を借り入れるということで行っていくという話でお聞きしておりますけれども、この農地購入とか、当然、農機具等必要なもの、ビニールハウス等もそうなんでしょうけれども、そういう経費等は、そういう利益の中の経費控除として当然みていただくのかなというふうに思うんですが、ほかにそういうものの取得するための補助的なものは当町の中に財源的にないのかなということをちょっと確認、お聞きしたいと。また、そのことによって経費として、補助として受けた場合、前段の収入に対する、最終的には590万円という話が出てましたけれども、そういうところに重複補助とか、いろんな問題が出てこないかなという点について確認をしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

合わせてちょっとその説明の中でですね、ちょっと私もこれ聞き間違いかもしれないんですけども、言葉の中に、この項目の中の説明の中で町の単独支援と、商業も同じという言葉の私の中のメモ書きが残っていて、その説明があったと思いますが、それはちょっと何を指しているかつかめなかったもので、そのことも説明いただきたいというふうに思います。

続いて、同じ6ページの中の商工業振興費、先ほど説明いただきましたけれども、プレミアム付商品券に関して若干、追加というかたちで質問させていただきたく思います。

331万円の道支出金での今回、振興費補助ということで、31万円というのは、諸経費といいますか、券の印刷であったり、広告費と諸経費に掛かるものを今回みているというふうにお聞きしております。前回までこういう経費等は正直な話、商工会はお願いしていたようですけれども、認められないよという経緯があったかと思っておりますので、ですが置戸町さんでは1回目等でも経費を含め、全額補助で賄ったというふうに記憶をしております。その際に今回それを変更した理由といいますか、これに対してお聞きしたいと。そういう経費までをみるという部分に対してお聞きしたいということと、今回の補助自体はこの私の聞いている部分におきましては、道の補助費の余剰の予算の中で再度募集というかたちの経過があるというふうにお聞きしております。でも実際にいくと前回の3分の1並みぐらいの応募団体しかなかったということは、当然余るといような経過になるのではないのかな。先ほど河端議員の方からも質問ありましたけれども、前回も売り切れたと。3日ぐらいで売り切れたという状況も鑑^{かんが}みると補助自体が300万円というので、プレミアム分が少ないぞと。1千セットでしたか、ちょっと間違ったらあれですけど、それがなぜそのように2回行った中で減額されていったのかなという理由をお聞きしたい。なぜそれを

聞くかということに對しましては、プレミアム付商品券自体というのは、実は直接の販売店とか商工会というのに直接利益というのはほとんどない。目的的には町外消費流出対策だとか、大店に対する対策費というふうに、その効果しかないというふうに私は捉えているんですけども、ですから商工業振興費というよりも、むしろ町民に対する還元であったり、消費還元であったり、町民に向けての事業と。経済効果的には当然外貨を稼いでですね、内部隆起させるというのは一番経済効果があるわけですから、補助金というものを大いに利用して内部隆起、消費隆起・喚起というんですか、を図るのが目的だと思うので、なぜこう下げていくのかなという疑問がありました。商工業振興費という目、項の設定でありますけども、これちょっと目に対して文句言うのもおかしいんですけども、ちょっと違うんじゃないかなということもありまして、もう少し増やせたんじゃないのかなというふうな意味での質問でございます。

続いて、7ページになります。こども園費について、今回こども園建設事業という中で本来当初から予算付けすべきものである、つまり今回3千万円弱ですか、こういうかたちでまた補正といいますか、あがってきた中に需用費、備品購入費の保育用備品等について、最初、副町長の方から、ちょっと早くばあっと説明ありましたが、科目の中には本来だったら、もともとの設計段階に含めるべきじゃないかなというふうに考えられるものもあったような気がしたものですから、そこに対して今後の予算についてどうなるか。また、ちょっとうがった言い方ですけども、今後このような予算、追加予算的なものが出てくるのかどうかというのをお示しいただきたい。というのは、ついでに何でもいいから新しくしてみたいな予算が出てこないのかなという懸念でございます。

それと確認なんですけども、今回あるこども園建設事業、2,943万8千円を加えるというかたちで捉えとなると前回一般質問で聞きましたように、こども園建設総事業費としては12億1千万円という解釈をしていいのかということが確認したいと思います。

それと4番目に23ページになります。個人番号カード再交付手数料についてという部分で・・・

○議長（上原豊茂君） 議案第44号なんですけど。

○9番（堤 三樹磨君） 失礼しました。申し訳ございません。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 6ページ、説明の方の青年就農給付金事業の関係の農地の取得代というようなご質問でありましたが、取得でなくて借地ということでご理解をいただきたいというふうに思いますので、借地代が出てくるということでもあります。それと経費についての細かい話は、はぶかさせていただきますけども、何回も言うんですけど、収入があつて経費があるわけですから、その経費の計算は基本的に正確にされていると。何回も言っていますけれども、本人の方と、それと中小企業診断士の方が入られていますので、その分は漏れなく計算をされているというふうに私は理解しております。それと経費についてでありますけども、これは今回の申請書の中に細かく出ております。原材料費、減価償却費、それから出荷販売経費、雇用労賃、それから、先ほど説明しました飼料代、それから、作業委託費、修繕費、燃料費、それと農業機械の借り受け等の借り代というんですか、それも含めて計算がされておりますし、それから、鶏舎の増築につい

でも増築の費用としてきちんと経費の中でみております。青年就農給付金の一応今の計画の中身としては、1年目、半年分でありますけども、2年目、3年目、4年目については、全額、それから5年目については半額程度、それから6年目については半額程度ということで計画をしているところであります。

それと商業関係でありますけども、二つの常任委員会で説明しましたとおり、これは町長の方から指示がありまして、今回、一般質問でありました農業関係だけでなく、総合的に考えた本町の今後のあり方含めて、商業、農業含めた若い人たちのUターン、Iターンも含めて検討したいということで、それも含めて今後議員の皆さんと相談なり協議をしていきたいということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、同じく6ページのプレミアム付商品券の関係の事務費のお話であります。まず、事務費のことですけれども、今回予算補正しているプレミアム付商品券のプレミアム分の原資の説明をさせていただきますと、331万円はすべて道の交付金をそのまま町にいただいております。30%ですね、全額道費、事務費も含めて道の今回の景気浮揚対策として道に入ったやつを町に利用していただきたいというような話でできている内容であります。1回目と2回目については30%のうち、25%が町分、それに上乗せしている道の分が5%ということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと事務費に関わって、隣の町は含めてみているよという話ですけれども、根本的な流れが今回と違っております。まず、今回については、道がやってほしいというようお願いがありましたので、事務費も賄えますということでお話をいただいております。1千セットについてですけれども、これは商工会の事務局、それから会長さんと協議して決めた数字でありますので、多い少ないについては、その中で決定させていただいたということでありますし、何ぼでもいいという話ではありません。道の方のプレミアムの部分でありますので、それを勘案して1千セットになったということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと売り切れの話ですけれども、これは何回も言うようで申し訳ありませんけれども、極力皆さんにあたるようなかたちのセット数で今後進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。1回目、2回目の反省を踏まえて今後検討して販売をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 7ページ、こども園費についてご質問いただいております。

今後の予算はどうなんだということでご質問いただきましたが、今回の補正につきましては、開園に必要な物品等の調達関係でみさせてもらったものでございまして、今後につきましては、開園にかかる維持費や何か、27年度でみなければならないもの、また、新年度予算で十分なものもその中にもありますので、そういったものが今後出てくるものというふうに考えているところでございます。

また、総体の予算の関係でご質問いただいております。現在のところ総体予算につきましては12億1,600万円になっているところでございます。

今回、補正をさせてもらった理由の一つとしまして、副町長の方からも説明があったように建築等の振り分けの関係、まだ定まっていないもの等々、また、保育の方のやり方に

ついてもまだ定まっていないところがございますので、今回それらにつきまして、おおむね固まってきたところがございますので、こういった予算で提案させてもらったところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

もう1点ですけども、今後の補正の関係でございますけれども、開園セレモニー、4月当初に考えてございます。そういったものにつきましては、12月にセレモニーにかかる部分として補正させていただきたいというふうに考えてございますのでお願いいたします。○議長（上原豊茂君）ほか、ご質問ございませんか。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 8番、西森です。5ページの農林水産業費の農業振興費の農業施設維持管理事業300万円となっておりますが、これは堆肥舎の改修という説明がありましたが、これは築何年ぐらいたっているのか、それから改修はどれぐらいの改修をするのか、また、これは町の持ち物だというふうに理解しておりますが、どこに管理させているのか、これ1点聞きたいと思います。

それから、続いて6ページの農業振興費の青年就農給付金事業の中で、3反5畝を借地となっておりますが、非常にこれ新規就農に対して借地を使うということであがってきておりますが、やはり条件不利地というか、3反5畝の三角畑という説明がありましたが、新規就農に関しては、やはり、いい土地をやるのが本当は筋であって、それで成功するというのが普通です。そうでないと成功はしないというふうに思っていますので、この審査をした農業委員会の四役にクレームをつけるつもりはまったくないんですが、やはり、ここら辺の審査もきちんとやるべきではなかったのかなという、ここも一つ聞いてみたいと思います。

それから、7ページの幼稚園費の電話移設業務、これ44万1千円となっておりますが、説明では今使っている幼稚園の電話を移設するだけだという話だったんですが、それになぜ44万1千円かかるか。これも聞きたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 5ページ、1項、農業費、3目、農業振興費の説明にあります農業施設維持管理事業、300万円の中身であります。

1点目、すいません今ちょっと調べ中で申し訳ありません。

2点目の場所でございますけれども、堆肥舎の鉄骨造であります北側に出入口があります。そこに雪止めが鉄骨部分でありますので、その部分が今回、その前から少し壊れておりますけれども、昨年度の大雪によって大破したということで設置をし直すというような費用であります。

それと管理についてでありますけれども、JAきたみらいと契約をさせていただいて、管理者ということで契約をしているところであります。

○議長（上原豊茂君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 7ページのこども園費、委託料の電話移設業務について、ご質問いただいております。

こちらの移設業務につきましては、現在3回線、幼稚園、保育園でもっているんですけども、アナログ回線のものを光回線に変更する予定となっております。そういった費用等で44万1千円となっているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹村治実君） ただいま、6 ページの農業振興費の青年就農給付金の関係でのご質問がございました。

これにつきましてはですね、8月の12日にあっせん審議会を開催いたしまして、農地があっせん、賃貸ということであがってきている農地がございます。その農地について、一応ですね、今、あっせんをしている最中でございますけども、その農地を借りるようなことで考えてございますけども、今月の9月ですね、総会でその農地をあげるようなかたちで、そこで決定するようなかたちになります。経過としては、そういうふうなかたちですので、あっせんであがってきている農地を総会で決定するというようなかたちでの予定をしております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 最初の質問の5ページの堆肥舎の建設年度ですけども、平成15年ということです。よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。一つだけ確認ということにもなるかと思うんですが質問いたします。4ページになります。徴税費の関係です。この中で還付金が今回、町民税含めて数件、ほかの税もありまして発生していますけれども、差し支えない範囲で、この発生した原因というか理由というか、そういったものをちょっとお伺いをしたいということが質問です。

以上です。差し支えない範囲でよろしいです。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 4ページの徴税費の関係で105万円、今回、還付金及び還付加算金の補正をさせていただいております。当初はですね80万円の定額のつかみの予算をもっておりまして、さらに105万円が足りないということになりましたけども、内訳としましては、個人町民税で8件、83万6千円程度、それから法人町民税で6件で22万5千円程度、それから固定資産税の1件がありまして63万円程度、まだ今後の見込みにつきましても15万6千円程度みておりますけども、全部で185万円程度になるのではないかとということで、当初の80万円から差し引きの105万円が追加補正ということになってございます。それで個人町道民税の関係の還付加算金につきましては、過去の年度に^{さかのぼ}ってですね医療費の控除があった。それから、住宅取得控除もある方がいたというような中身がありまして、還付をしなければならないケースがありました。それから、法人町民税につきましては6件ということですけども、6法人におきまして、予定納税をされている企業が決算によりまして還付になった部分がございます。それから、固定資産税の関係で1件、企業でございまして、賦課更正の部分がありまして、過去にのぼってちょっと、5年間分の賦課更正がありまして、その部分が還付になったということでの合計105万円の補正となったものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹村治実君） 先ほど、西森議員からのご質問で三角地で、それから面積も少ない中でというご質問の中で、農業委員会としてもですね、あっせんるときにはほか該当する農地がなかったものですから、その農地ということでの選定をしたところでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 9番、堤です。先ほどの質問でちょっと若干わからなかったというか、回答いただけたかどうかわからなかった部分だけ再度質問させていただきます。

農業振興費、青年就農給付金の部分についてですけども、先ほど借地で始めるという中で今度、新規もしくは借地を農地購入にしていく、もしくは、それとか機械等もいろいろ必要かと思いますが、そういう部分の取得に対する支援というものは、このもののほかにないのでしょうか。そして、もしあればそれをお示しいただきたいということと、それと今回の支援、もしあるとすれば就農に対する補助金との関わりは出てくるのかどうかということでお聞きしたかったのを再度確認、質問したいと思います。

もう一つ、2点目の商工業振興費の中のプレミアム付商品券について、先ほどの説明でちょっと全体につかめなかったんですけども、1回目、2回目は補助金の中の25%が町費でみているから事務費等はみれなかったという解釈でよろしいかということを質問したいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 青年就農給付金の関連で今回、新規就農にあたって、今回の方については、機械等の導入等は基本的には考えていないのが、まず前段にあると。機械については、近間の方にお借りしてやっていくという考えであります。それは引き続き6年までと。それ以降については、農地を取得したり、もしくは機械を取得したりする考えが出てくるかもしれませんが、今のところ経費を圧縮する。それから固定資産等も含めて経費が膨大になりますので、その辺は、身の丈にあった考え方で進めていくということの考え方であらうというふうに思いますので、支援についてはいろいろあります。補助金についてもいろいろあります。ただ、今のところ6年間については、そこについては考えていないというふうに聞いております。

それとプレミアム付商品券の事務費の基本的な考え方、説明不足で申し訳ありません。

1回目と2回目の町の方の考え方として、まず、今回の商品券の発行にあたって、商店の方についても努力をしていただきたいということが前段でお話をさせていただいて、商工会としてもご理解いただいて、事務費は町としてはみないというような話で決めている内容でありますので、交付金でみれない、みるという話ではなくて、町の考え方として今回の商品券を販売するにあたって商店街、要するに割引も含めて検討していただけないでしょうかというような話で進めていたということでもありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） 何点かお伺いします。4番、山田です。4ページお願いします。

3 項、戸籍住民登録費の中の個人番号カード交付事業費交付金、これは一般質問でも工藤議員の方からご心配されて、るる質問があったことと関連するかもしれませんが、回答では10月5日時点の住民記録情報に基づいて地方公共団体情報システム機構というところから町名義で封書でカードが配られるということだったと思います。遅くとも11月中にということだったと思います。それで、町名義で手紙が別なところから発送されるわけですから、何かあったときの問い合わせ等は町にくることが想定されますし、制度が浸透していない中で、いろんなことが心配されているわけです。それで、その封書の中に説明書等が入っていると思うんですけども、それらの内容も含めて町とこのJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）との連携といいますか、そのことについて1点心配があるということで、ちょっとわかる範囲で教えていただければありがたいと思います。

それと6ページです。再三、皆さんから質問が出ているので、どうしようかと思ったんですけども、農業振興費の青年就農給付金事業であります。私は非農家で農業に疎いので、ちょっと笑われるかもしれませんが、そもそもこの事業、新しく農業を始めるという方を応援するということだったと思いますけども、計画は専門家の方々に経営収支計画書の審査が行われて認定されているということだと思いますけども、ざっくり考えたら専業農家ではいけないのではないかと思いますよね。収入の数字を聞いても経費の支払い等考えても、そもそも就農の農業という位置付けについてお伺いをしたいと思います。

それと7ページです。学校管理費の中学校のお体が不自由な生徒さんが入学するということでの玄関等の段差の解消等の経費ということでもあります。すべてのお子さんが同じく平等に教育を受けるというのは、基本中の基本ですから当然の経費だと思いますけども、玄関のほかにトイレとかですね、机とか、いろいろと勝手な心配するんですけども、その辺のことについてお伺いをいたします。必要だったのか、必要でなかったのかを含めてですね。

それと同じ7ページの一番下、こども園費の備品購入費です。詳しく説明ありましたので、内容ではなくて、現在、各施設で使われている既存の備品類等の再利用はあるのでしょうか。すべて備品類が新しくなってしまうのか。もし、そうだとすると若干疑義があるんですけども経費節減という観点からお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 1点目ですけども、4ページの戸籍住民登録費の個人番号カードに関わりまして、J-LISというところから発送される部分の町との連携というようなご質問でございました。

もう既に6月ぐらいでしたか、全国的にですねJ-LISというところ、地方公共団体情報システム機構というところと全国の市区町村がもう委託契約を結んでおりまして、一番先に住民票コードというのが全国民それぞれ持っておりますけども、それをもとにJ-LISで誰にも同じ番号がつかないようなかたちで番号をふる作業も委託しております。つい先ごろ、そのJ-LISから付番といいますか、番号をつけたものが一応、町の方に送られてきていると。その番号を候補番号ということで言われているんですけど、結局その番号しか使わないんですけども、それをうちが番号として認めてJ-LISにまた送り返して、その番号をもって封筒に入れて通知カードとそれから番号カードの申請書のやつとあと返信用封筒というようなものを一緒に同封して簡易書留で、今日聞いたら10月4

日の基準日として10月5日というようなことでしたけども、その情報をもって順次、準備ができたところから送付して11月末までには1回目を届けたいというような流れのように聞いてございます。連携ということになりまして、先ほど言いましたように差出人が訓子府町であるということで、何かの問い合わせについては、必ず町にということになりますけども、今言いましたように訓子府町が付番したことになるといいますか、番号もすべて委託はするんですけども、町が付番したことになる仕組みになっておりまして、その責任たるものはすべて町が負うんだということになるとおもいますけども、いろんな質問、今、Q&Aもやって出てきておりまして、いろんなケースが考えられる、問い合わせに対応する部分も出てきておりますので、そういう情報もいただいておりますし、いろんな不明なことがあれば近隣町村も含めてオホーツク総合振興局も含めてJ-LISも含めてですね、確認しながら進めていくという状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 6ページの青年就農給付金の関係の就農の位置付け、多分どういうものを農業経営というのかの話ではないかというふうに思います。

端的に言うと主が農業収入ということであります。一般的に訓子府をベースに考えると農地を15町とか20町持っていないと農業ではないというような概念ではありません。単純に認定農業者の認定もそうですけども、農地がなくても農業者であります。それは例えば養鶏を100%されている。それから、肉用牛をやっているという部分がありますので、全部が農地を持っている農業者でなければならないという話ではありませんので、この点についてはご理解いただきたいと。

あと、本来であれば2町以上持たないと組合員になれないとかいろいろな部分もありますけども、基本が主として農業収入だということでありますので、農業経営に携わるということで給付金の申請をしたということであります。

あと生活に関わる部分の多分、収入を得る方法があると思います。家族によってどこまでが一人当たりの収入があって生活ができるかできないかというのがありますけども、それぞれ個々の考え方がありますので、金額が少なくとしても生活は可能というふうに思っておりますので、いろんな部分でお金のかからない部分もございますし、自家野菜の生産をしているということもありますので、お金にはない部分もありますので、その点については、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） それでは、予算書7ページ、教育費の学校維持管理事業の関係で今回、来春、障がいのある方の生徒を受け入れるということでスロープならびに手すりを設置することで予算を計上させていただいておりますけども、この関係につきましては、今年の6月に当該児童ならびに保護者、小学校の担当教諭、訓中の教頭先生ならびに保健師と管理課職員で現地の打ち合わせをさせていただいております。そういった打ち合わせの中で今回、段差解消のスロープだとか、手すりを設置することで決定をした次第であります。

また、その他のトイレだとか教室の移動の関係でありますけども、トイレについては、12、3年前になるとおもいますけども、車いすの生徒を受け入れております。そのときに

1階と2階のトイレを障がい者用のトイレに改築しておりますので、トイレについては、そこで問題はないということで確認をさせていただいておりますし、来春、たまたま1年生の生徒が2クラスになるということで、若干、教室内の机の配置については余裕があるということで、教室の移動については、支障がないということで確認をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 7ページ、こども園費の備品購入費の関係でのご質問をいただいております。

今回あげさせてもらった消耗品、備品類等につきましては、すべて今、幼稚園、保育園で使っているもの、そういったものでこども園で今後也使えないかどうか也十分検討させてもらいながら、そういったもので精査させてもらって必要なもののみあげさせてもらっております。特に大きいものでしたら、例えば幼稚園の食器保管庫や何かはそのままこども園で使うなり、また、空気清浄機、今、子どもたち非常にぜんそく持ちや何か多くて、保育園で買わせてもらったもの等、そういったものもこども園の方に持ち込ませてもらう。そういった作業を進めてきたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

余湖議員。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。一つだけお願いします。7ページのこども園の備品購入費についてなんですけれども、先ほどの説明を聞いていまして、もうこれでとりあえず終わりと。今後補正とかでこういう備品関係についてのものはないというような言い方として捉えたんですけども、そういうことでいいんでしょうかね。先ほど言ったように4月の開園セレモニーとかは補正を組むとってまじしたけども、それ以外、開園にあたって備品とか消耗品とか、この欄で購入が、さらに補正が組まれるということはないんでしょうか、確認です。

○議長（上原豊茂君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 先ほどもご説明させていただきましたように、今回のものについては、運営に必要な物品等のものというふうに考えてございます。一応、通常の運営にかかるものについては、これですべて計上できたというふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） もう一度。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） もう一度付け加えさせてください。あと今後、維持の関係でこれからどういった相手とやっていくかということで話し合い、これから進めていかなきゃならないんですけども、そういったもののやり取りの中で若干発生する場合もちょっと考えられることがありますので、その辺ご理解いただきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖議員。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。すいません今言った相手というのは。相手と協議というのはよくわかってないんですけど。開園して運営していくにあたって、今の段階

で相手と協議して何を必要とするのか、よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 例えば、維持管理に関して、例えば清掃とかそういったものに関しまして、相手とどういったものを委託するとか、そういったことになって、例えばこちらの方で物を持たなきゃならない、相手側で持ってきてくれるもの、そういったものとのやり取りをこれから進めなきゃならないところ、委託の値段等にもよるんですけども、そういった関係で発生する場合も若干考えられるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田議員。

○4番（山田日出夫君） 1点だけ。6ページの青年就農給付金事業ですけども、農地を持たないから農家でないなんて認識は私はもちろん持っていませんし、養鶏とか酪農とか養蜂業も農業だということはよくわかっています。

聞きたいことは、主に農業の収入を主にしたものを農家とみているというような説明がありましたけども、この収入、計画を見ると「主に」にあたるのかなと思って、ちょっと今でもちょっとわからないんですよ。それで収入があったら150万円掛ける1.5倍の中から控除して補助金が5年間継続され、年によっては、ないこともあるし、そのまま全額が補助されることもあるということでもありますけども、主に農業の収入を農家とみるという、そもそものところに大丈夫なのかなという心配を皆さんしているから、これだけ質問が集まっているんだと思いますよ。その点だけ。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 担当課の方の説明として、今回の青年就農給付金に出ている申請の中身を説明させていただいておりますので、その中で年間の農業従事日数ということで出ております。それをもとに計算がされているということでもありますので、どここの収入という話ではありませんので、世帯主の方が300日、それから奥さんが250日ということでもありますので、基本的に農業従事日数を含めて150日超えていますので農業者であるというような判断であります。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山議員。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。2点だけ質問いたします。

ただいまの6ページの青年就農給付金についてですが、これは多分平成24年度から国の新規就農に対する支援事業ではないかと思いますが、北海道において、また、オホーツク管内において、この就農支援金を活用された方がどのぐらいいらっしゃるって、今、現況はどうなのかというご説明をお願いいたします。わかる程度でいいです。

それから、その下の先ほどから質問が出ていますプレミアム付商品券について、私1点だけとても疑問に感じていることがあります。うちもプレミアム付商品券の事業所としてご案内をいただいております。1回目は確か7月の末までの販売で、販売が芳しくなくて2回目が8月4日から14日までの発売日、そして今回は12月上旬まで締め切りというふうに伺っております。これはどちらも年金受給のその月でありながら、15日の前

で締め切っています。これは年金受給者の方にとっては、本当にこの3割のプレミアム付商品券はとても魅力的なんですけど、いかんせん7月下旬から8月14日というのは、もう年金も本当に残り少なくなっております。なぜ年金支給日に合わせた対策をとれないのか。12月はいつまでの日にちを決めているのか。それを決めるのは商工会なのか町なのか。その点のご説明をお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 1点目の青年給付金の北海道、もしくはオホーツクの集計ということでありまして。申し訳ありませんけどもオホーツクの集計で説明をさせていただきます。平成24年で新規19件、25年で4件、それから26年で4件、それと27年、予定でありますけども5件ということで給付実績ということで聞いております。

それと2点目のプレミアム付商品券の販売日の設定であります。議員ご指摘のとおり私もそう思います。ただ1回目、2回目もそうですけども、期間内として一応設定はさせていただきますけども、2回目については、早く完売されたということでありまして。日にちを広報含めて周知をさせていただいております。今回、3回目については、議員ご指摘のとおり今後協議をして年金者の給付に合うような期間の設定を協議させていただきたいと思っております。あと決定にあたっては町と商工会で期間を決定しておりますので、その点は配慮して今後日程を周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山議員。

○10番（西山由美子君） すいません、10番、西山。確認です。ただいま回答ありましたオホーツク管内の数字があります。24年からで今3年たっていますが、今までのところ離農された方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 現在のところいないというふうに聞いております。例えば24年19件給付が始まっております。25年で継続されている方が18件ということで、やめたということではなくて、農業収入が出てきたので減ってきているということで、すいません間違えました。24年に19件新規であったのが継続で14件、やめておりませんという確認はしておりますので、5件については、所得が出たので給付を受けていないということでありまして。それから、その19件が次の年は13件というかたちで、どんどんどんどん少なくなっているということで、農業所得が出ているということで給付件数が少なくなっているということでありまして。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端議員。

○3番（河端芳恵君） 今の青年就農給付金のことですが、先ほど質問した中で、5年というのは、今の方も5年ということでしょうけど、この制度が経年的に続くのかということもお伺いしたかったんですけど、その辺、お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 年数は事業的にはうたっておりますけども、9月9日の日本農業新聞の記載の状況でありますけども、新規就農者については、過去は60歳未満の方が多かったと。だけど最近については50歳未満の方がどんどん増えてきている。

傾向的には若手が、どんどん年齢が下がってきて若い世代に増加が目立っているというような状況でありますし、この中でも林農林水産大臣もこの青年就農給付金の定着に努めたいというような回答もしておりますので、どこまでやるかというのはわかりませんが、今後日本の農業を支えるためにも必要な事業だと思いますので、継続されるというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ございませんか。

堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 堤です。3回目です。すいません。先ほどお聞きしましたプレミアム付商品券について、再度ちょっと理解し難かった部分でお聞きしたいと思います。相対的に今回のプレミアム付商品券も含めて、農商工業すべてのバランスもとりながら考えているものであるという前置きの説明があった後に、私からの質問に対して1回目、2回目に関しては、あくまでも商工業振興費、商工会に出しているものであるので回答として商工会も含めて汗をかく、つまり、割引も含めてというような回答をされていたかと思えます。3回目の331万円というのに関しては道の指導があったというように、私自身も先ほど言いましたように、西山議員からも出ていましたように、生活弱者も含めて、かなり町民にとって利益のあるプレミアム付商品券というふうに捉えるもので、商工会のどうのこうのというのではないような気がします。ですので改めてみてそういう部分での対応をしてきたことに対する疑問がありますけれども、今回の300万円というプレミアムに対しての限度をきっての、これやはり道の指導というかたちがあったということで、こういう金額の減額になったというふうに確認させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） プレミアム付商品券の関連でご質問あった、基本的な目的であります。これは二通りあるんじゃないかというふうに思います。まずは、国が考えている消費喚起、経済効果だと思います。それと地域によっては地元商店街にいかにかこれを利用して消費をしていただくかという部分の二つだと思います。そういう部分の2点目の方の地域の商店街の方に、この商品券を最大限活用していただくということで、商店の方についても一緒に頑張りましょうというような話であります。

それと今回の追加販売については、多い少ないの話は、言われればそのとおりかもしれませんが、ただ、道の予算とそれから商工会の受けの方との協議の中でその数字が決まったということでもありますので、何て言うんですか、変な言い方ですけど、むやみやたらに、売れないものを要求するというかたちにはなりませんし、道からもお話があったのは確実に売れる数字を今回やっていただきたいというような話でありますので、売り残すわけにはいかないということで、ある程度売り切れが早いという考え方にならざるを得ないということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

須河君。

○2番（須河 徹君） 2番、須河です。プレミアム付商品券についてですね、ただいま課長の方から説明ございましたように、非常に商店街の振興ということで、町外流出の購買の量をですね、町内に呼び込むということの目的もあるんだということだと思いますけど、今、プレミアム付商品券の配付購入者は町民が対象だということでよろしいでしょう

か。実はですね、町内事業所の中で近隣市町村から通っている方もおられるわけですが、その方の購買力を訓子府に呼び込むという観点からも今後においてですね、町内事業所の勤務者に対しての配付等も十分検討していかなければならないのではないかなと思うので、特に、町内においては、中堅の量販店も来ていますし、購買としては問題ないと思いますので、その辺の考え方はどのように考えますでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） プレミアム付商品券の販売、買う方についてですが、対象者については町民に限っております。他町の方で勤務先が訓子府町にあって、その方についても今回販売したらいいんじゃないか、または、検討したらいいんじゃないかというお話であります。当初の今回の販売については、町民に限ってということで、申し訳ないですが限らせていただきました。あと他町の方の関係については、いろんな考え方もありますけども、町だけにきている交付金ではありませんし、それから、道にきている交付金もありますので、その辺も含めて今回は町民に限らせていただきましたけども、他町の部分についても今後あった場合については検討させていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質問がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第44号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次に、議案第45号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

山田議員。

○4番(山田日出夫君) 1点だけお聞きします。この条例の改正のあと規則の改正を伴うかお聞きします。もし、規則の改正を伴うのであれば、その主な改正点をお尋ねいたします。

○議長(上原豊茂君) 総務課長。

○総務課長(森谷清和君) 今回この条例の改正についてはですね、行政機関の個人情報保護法、国の機関を対象とした法律、これについては、番号法の中で読み替え規定で上書きしていく改正をするようなかたちになっているんですけども、それに準じたかたちでの改正ということでですね、特に規則の改正までは及ばないというふうに認識しております。

○議長(上原豊茂君) ほか、ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第46号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

堤議員。

○9番(堤 三樹磨君) 9番、堤です。今回の個人番号カードに関して、カードの再交付手数料について800円と決められた件で多少お聞きしたいと思います。

カード自体が本カードの方ですけども、カード有効期限自体は大人10年、子ども5年というかたちになっているかと思えますけれども、これで例えばちょっと変な話ですけども大人などの場合で10年たった場合に顔写真が嫌で交換したいという場合も同じような再交付の800円で対応していただけるのかどうか。

また紛失、故意等の破損、これは当然再交付の場合800円手数料かかるとわかるんで

すが、ＩＣカード等でよく通常の使用において擦れ劣化みたいなことが発生したりだとか、そういうときにも再交付に対して手数料をとるのかどうかという確認をしたいということ。

暗証番号４桁という個人が使う部分に対してになると思いますけども、その変更等に対して例えばお年寄りでよく忘れちゃったとか出てくる事案があると思います。そういうものに対するものも、同じような手数料関係に含まれてくるかどうかをちょっと先ほど工藤議員の方で一般質問であった準備が間に合うのかどうかって、これつまらないことかもしれないですけど、どの程度に認識されているかを知りたいという意味でお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） ただいま、個人番号カードの方の再交付の関係でお尋ねいただきました。金額につきましては、国から示された部分の金額ということでございますけれども、有効期限大人１０年、子ども、２０歳未満ですけれども５年というようなことになってございます。紛失の場合という、先ほど提案説明のときも申し上げましたけども、個人の理由によつての再交付の場合は、この手数料をいただくことになるということでございます。

例えば、住所を変更したりですね、最初に個人番号に登録された住所から転居したり、転出したりとかということによって住所が変わっていったりすることによって記載欄が満杯になって再交付が必要だよということの場合についてはですね、これは無料で交付できるということになっております。

お年寄りが暗証番号を忘れたというようなときにはですね、暗証番号の切り替えという変更だけでカード自体には変更がないと思われまので手数料には及ばないのではないかと考えております。

劣化した場合ですか、いろんなＱ＆Ａがきているんですけど、ちょっと読んだ中には、そのケースは記憶にないかなと思うんですけど、おそらくですね再交付手数料に関わってくる事例であろうと思われます。その事例が発生しましたときにはですね、当然、Ｊ－ＬＩＳといふところと連携、確認しながら対応したいと思いますけど、おそらくその点については、かかってくるだろうと。紛失と似たような扱いになるのかなと思っています。ただ、今言われました劣化といいますか、経年劣化の部分ですけども、個人番号カードにですね、カバーがつくようなことがいわれていますので、少しは大事に使えるようになっているのかなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質問がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第４７号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第４８号の質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第４８号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４９号の質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第４９号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５０号の質疑を行います。１人３回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第５０号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

請願第2号 「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての請願書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、請願第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎請願第2号

○議長（上原豊茂君） これより、紹介議員からの提案理由の説明を求めます。

工藤議員。

○5番（工藤弘喜君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、この内容につきましては、請願趣旨の朗読をもって、説明にかえたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。それでは、始めたいと思います。

「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての請願書

訓子府町議会議長 上原豊茂 様。

紹介議員、訓子府町議会議員 工藤弘喜。

請願者、北海道医療労働組合連合会 執行委員長 山本隆幸。オホーツク勤労者医療協会労働組合 執行委員長 上牧弘幸。

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議をいただき、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択されました。

◎追加日程の議決

○議長(上原豊茂君) お諮りいたします。

ただいま、河端芳恵君ほか4名から意見書案第4号 介護報酬の再改定を求める要望意見書および西森信夫君ほか4名から意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第4号および意見書案第5号の日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、意見書の配付の関係から暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時21分

○議長(上原豊茂君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第4号

○議長(上原豊茂君) これより、意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

河端芳恵君。

○3番(河端芳恵君) ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第4号について、ご説明をいたします。

意見書案第4号

介護報酬の再改定を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年9月10日

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂 様

提 出 者 訓子府町議会議員 河 端 芳 恵

同じく 山 田 日出夫
同じく 須 河 徹
同じく 工 藤 弘 喜
同じく 上 原 豊 茂

次のページをお開きください。

この要望意見書の内容につきましては、先ほど採択されました請願第2号において、紹介議員の工藤議員より説明がありましたので、この内容についても同一のため、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年9月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上 原 豊 茂

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
財 務 大 臣 様
文部科学大臣 様
総 務 大 臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（上原豊茂君） 次に、意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、意見書案第5号について、ご説明いたします。

意見書案第5号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年9月10日

訓子府町議会議長 上原 豊 茂 様

提 出 者 訓子府町議会議員 西 森 信 夫

同じく 堤 三樹磨

同じく 余 湖 龍 三

同じく 川 村 進

同じく 西 山 由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原 豊 茂

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

総務大臣 様

文部科学大臣 様

農林水産大臣 様

経済産業大臣 様

国土交通大臣 様

環境大臣 様

復興大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎報告第10号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第20、報告第10号 平成26年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書47ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 報告第10号について、ご報告申し上げます。議案書47ページをお開きください。

報告第10号 平成26年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成26年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8月6日に監査委員による関係調書の審査を受け、8月12日付で「適正に作成されている旨」の意見をいただきましたので、その意見を付し報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い各比率の説明をさせていただきます。

まず、1点目、財政健全化の比率でございますが、①の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でございますので赤字比率としては出てまいりません。従いまして「ハイフン」表示としてございます。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計および特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字でございます。また、水道事業会計と下水道事業特別会計における資金不足も発生してございませんので、赤字比率としては出てまいりません。従いまして、この比率につきましても「ハイフン」表示としてございます。

次に、③の実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%を下回る8.8%、昨年度の10.3%から1.5ポイント改善をさせていただきます。

実質公債費比率については、実質公債費を分子に、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模等を分母において算定し、過去3か年平均の比率となります。改善の要因といたしましては、地方債償還額である公債費が25年度と比較し約1,900万円減少したこと、また、単年度の比率でみますと、24年度が9.8%、25年度が8.6%、26年度については7.9%と改善してきていることがあげられます。比率については、各自治体も改善をしている状況でございますので、平成25年度の全道平均値につきましては10.0%ということでございますので、25年度の比較をいたしますと若干ですけれども下回る状況となっております。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額とそれに充当可能な財源、この財源が18億7千万円上回ってございまして、将来負担比率としては出てまいりませんので「ハイフン」表示としてございます。

2の経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と

水道事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところで説明しましたとおり、①の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補てんしている関係上、資金不足は発生してございません。②の水道事業会計につきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は出ておりませんので、それぞれ「ハイフン」表示としてございます。

次に、3の「監査委員の平成26年度 訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見」についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されてございます。

別紙として、次ページ以降に審査意見の写しを添付してございますが、これについては、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、報告第10号 平成26年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第11号

○議長（上原豊茂君） 日程第21、報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書53ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 議案書の53ページをお開きください。

報告第11号 財政的援助団体の監査結果報告について。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

平成27年9月8日提出、訓子府町議会議長 上原豊茂。

次の54ページをお開き願います。

平成27年8月12日

訓子府町議会議長 上原 豊茂 様

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤 弘喜

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成26年度に係る次の財政的援助団体の監査結果を次のとおり報告します。

記

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 監 査 実 施 団 体 名 | 訓子府町商工会 |
| （1）監査実施年月日 | 平成27年8月6日 |
| （2）財政的援助の種目等 | 住環境リフォーム促進事業補助金 |
| 補 助 金 | 5, 4 1 3, 0 0 0 円 |
| （3）監 査 の 結 果 | |

補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認めます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第12号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第22、報告第12号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書55ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） 議案書の55ページをお開き願います。

報告第12号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成27年9月8日提出、訓子府町議会議長 上原豊茂。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成27年7月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂 様

平成27年7月10日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次の56ページ、57ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、58ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成27年8月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 上 原 豊 茂 様

平成27年8月11日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次の59ページ、60ページにつきましても先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、追加で配付させていただきました9月分の出納検査結果報告について、ご説明申し上げます。61ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成27年9月7日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 上 原 豊 茂 様

平成27年9月7日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 工 藤 弘 喜

次のページの62ページ、63ページ、64ページにつきましても先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、本報告を終わります。

◎議員の派遣について

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第23、議員の派遣についての件を議題といたします。お諮りいたします。

議員の派遣については、議案として配布しておりますとおり派遣することとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣の件は、議案のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成27年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時43分